一般介護予防事業

（65歳以上の高齢者であれば、どなたでもご利用できます。）

事　業　名	内　　容
高齢者元気度アップ・ポイント事業	健康増進、介護予防、地域貢献活動等への参加に対して、ポイントを付与します。 1ポイント100円、交換上限5,000円（現金・現金相当の品）
介護予防活動支援教室事業	運動やレクリエーション等を取り入れた教室を週1回、2か月から3か月程度実施し、高齢者等の健康づくりを支援します。
高齢者運動サロン育成事業	住民主体の運動サロンを育成するため、週1回、2か月から4か月程度、専門の運動指導者を派遣します。
高齢者サロン等加入促進事業	サロンや見守り活動等を行うグループに65歳以上の高齢者の新規加入があった場合、そのグループに対して活動費の助成を行います。
在宅福祉アドバイザー整備事業	地域における見守り体制を強化するため、高齢者や障害者などの要援護者に対する声かけや安否確認等を行う在宅福祉アドバイザーを配置します。
介護予防把握事業	看護師等が地域に出向き、閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加を促します。
介護予防普及啓発事業	保健師等が地域に出向き、介護予防に関するパンフレットの配布や健康講座・講演会などを開催し、介護予防活動の重要性を周知します。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を強化するため、市内介護事業所、地域サロン等を対象にリハビリテーション専門職等を派遣し、地域住民主体の介護予防活動等を支援します。

地域包括支援センター／ブランチ

地域包括支援センター、ブランチは、住み慣れた地域で高齢者の方がいきいきと安心した生活を続けられるように支援を行う総合機関です。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職が中心となって相談・支援を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

地域包括支援センター／ブランチ名	電　話	住　　所
基幹型地域包括支援センター	45-6969	吾平町麓51-1
ヴィラかのや	44-2070	寿8丁目21-2
悠々	40-8320	大浦町14028-6
陵幸園	58-5900	吾平町麓3811-2
鹿屋長寿園	40-8333	下祓川町1800
以和貴苑	62-8881	串良町下小原3103-2
慈恵園	48-2800	大姶良町226
グリーンバード	099-485-1185	輝北町市成2121-3
花岡の里	46-5050	花岡町3979-1
朋愛園	41-2431	寿2丁目2-1

高齢福祉課地域包括ケア推進係

鹿屋市共栄町20番1号
☎：0994-31-1116　FAX：0994-41-0701

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

禁無断転載©東京法規出版

鹿屋市
介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました！

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の利用の流れ

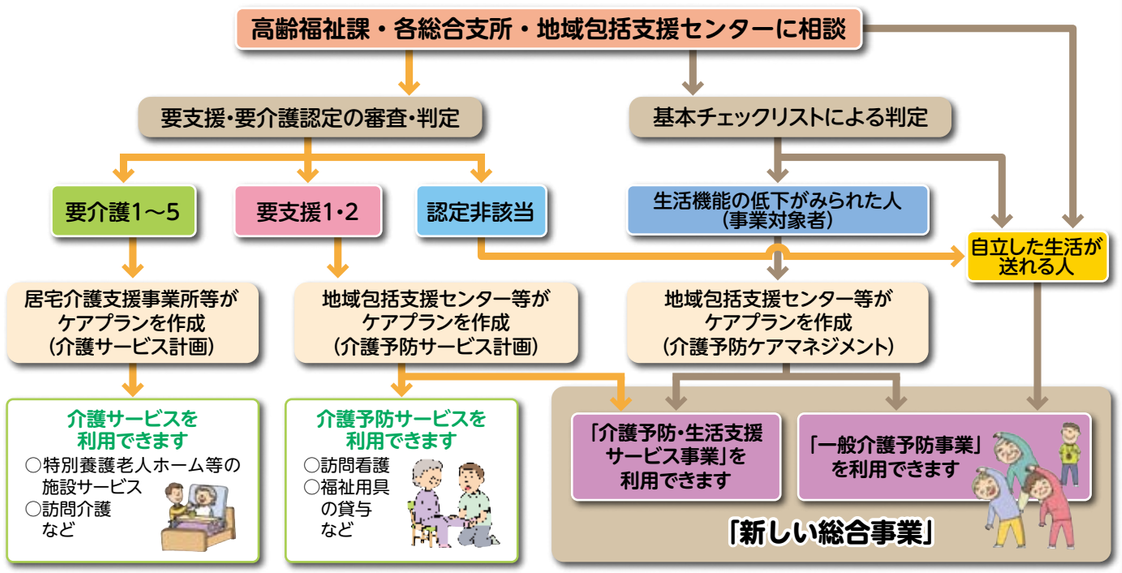

鹿　屋　市

鹿屋市は平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を始めました！

いままでの介護予防訪問介護

サービス内容

●利用者が自力では困難な行為について、家族や地域の支援などが受けられない場合に、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や掃除、調理、洗濯などの日常生活上の支援を行います。

利用者の負担

週1回程度の利用　要支援1･2 ▶1か月11,680円（1,168円）
週2回程度の利用　要支援1･2 ▶1か月23,350円（2,335円）
週2回を超える程度の利用　要支援2のみ ▶1か月37,040円（3,704円）
※費用は目安で（　）内は利用者1割負担額です（一定以上の所得がある人は2割又は3割負担です）。

いままでの介護予防通所介護

サービス内容

●デイサービスセンターなどで食事などの介護や、生活機能の維持・改善のための支援を行うほか、必要に応じて、栄養状態の改善や口腔機能向上のための訓練を行います。

利用者の負担

要支援1 ▶1か月16,470円（1,647円）
要支援2 ▶1か月33,770円（3,377円）
※費用は目安で（　）内は利用者1割負担額です（一定以上の所得がある人は2割又は3割負担です）。

2つのサービスが、このように変わりました！（介護予防・生活支援サービス事業）

訪問型サービス

●国基準訪問型サービス

■要支援1・2、事業対象者が対象
■いままでの介護予防訪問介護と同様に自宅にホームヘルパー（訪問介護員）が訪問して行うサービス
■日常生活で必要な入浴、排泄、食事等の介護（身体介護）や調理、洗濯、掃除等の支援（生活援助）などのサービス提供

1回の利用者負担の目安（1割の場合） 268円～287円
※サービスの利用内容・各種加算などにより、かかる費用が異なります。
※一定以上の所得がある人は2割又は3割負担です。

●高齢者自立生活支援事業（訪問型サービスA）

■要支援1・2、事業対象者が対象
■ホームヘルパー以外の従事者が訪問して行うサービス
■日常生活で必要な買い物代行、調理、洗濯、掃除などのサービス提供

1回の利用者負担の目安 週1回、1回当たり45分　200円（定額）

通所型サービス

●国基準通所型サービス

■要支援1・2、事業対象者が対象
■いままでの介護予防通所介護と同様にデイサービスセンターなどで日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス

1回の利用者負担の目安（1割の場合） 384円～395円
※サービスの利用内容・各種加算などにより、かかる費用が異なります。
※一定以上の所得がある人は2割又は3割負担です。

●筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）

■要支援1・2、事業対象者が対象
■事業所等で機器を使用した筋力向上トレーニングを受けるサービス（送迎あり）

1回の利用者負担の目安 週2回、15週（全30回）、1回当たり90分　300円（定額）